

(参考)

ベトナム計画投資省外国投資庁と大阪府商工労働部との覚書

ベトナム計画投資省外国投資庁（以下、「外国投資庁」という。）及び大阪府商工労働部（以下、「商工労働部」という。）は、双方における関係機関・団体による協力のもと、ベトナム社会主義共和国と日本国大阪府の間において、主に中小企業に係る双方向の経済関係を強化することを目的に、以下の項目について合意した。

1. 外国投資庁及び商工労働部は、ベトナムと大阪の経済関係に関する以下の点について、定期的に議論する。
 - (1) ビジネスのさらなる促進
 - (2) 投資環境の改善
 - (3) ビジネス環境の課題解決と改善に関する事項
2. 外国投資庁及び商工労働部は、ベトナムと大阪における双方向の投資を促進するため、当事者それぞれが開催する展示会や見本市、シンポジウム、ビジネス会議等のビジネスイベントに関する、企業への情報提供において協力する。
3. 外国投資庁及び商工労働部は、ベトナムと大阪における製品・技術の開発、合弁事業や出資等のビジネス提携を図る、大阪の中小企業ミッション団のベトナムへの派遣を支援するため、協力する。
4. 外国投資庁は、上記のビジネス提携を実現するため、最新の法律、規制、手続に関する情報を商工労働部へ提供する。

本覚書の履行や解釈に関して、定めのない事項または理解の相違が生じた場合は、当事者間の協議によって解決を図るものとする。

本覚書の規定は、当事者間の書面による協議や合意により、変更や修正が可能である。

本覚書の内容の履行のための取組に関連するベトナム及び大阪の企業に関する情報は、機密情報として厳重に扱われ、当該企業の書面による事前の同意なしに第三者へ開示してはならない。

本覚書に記載されている、調整や情報交換は全て、以下の組織を窓口として行われる。

外国投資庁：ベトナム計画投資省 外国投資庁 ジャパンデスク

商工労働部：大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課

本覚書の有効期間は署名の日から **3** 年間であるが、最初の **3** 年間の有効期間が終了する **3** ヶ月前に、書面による通知により両当事者の同意があれば、延長することができる。

本覚書は **2019** 年 **6** 月 **28** 日、大阪にて、外国投資庁及び商工労働部の署名により英文において効力を生じた。各当事者は、英文の原本を一部ずつ保管し、それぞれが等しく有効なものとする。

ベトナム計画投資省 外国投資庁 長官
ド・ニャット・ホアン

大阪府商工労働部長
西田 淳一